

○開 会 午前11時04分

○阿部委員長

おはようございます。

ただいまから環境厚生委員会を開きます。

慣例により、会議の記録署名委員を指名いたします。高樋委員、畠山委員をお願いいたします。

本日、委員会傍聴の願い出がありますので、許可することといたしました。

本日の審査案件は、本会議より付託されました議案9件、請願1件、陳情1件及び所管事項であります。

なお、審査は、初めに、議案第33号、病院事業会計の決算について、次に、健康福祉部・病院局関係、その後、環境生活部関係の順に行いますので御了承を願います。

それでは、議案第33号「青森県病院事業会計の決算の認定を求めるの件」を審査いたします。

それでは、提出議案について執行部の説明を求めます。――吉田病院事業管理者。

――

○吉田病院事業管理者

平成19年度青森県病院事業会計決算について、その概要を御説明申し上げます。

まず最初に、診療実績による延べ患者数等について御説明いたします。

中央病院において、延べ患者数は、入院22万1,648人、外来30万3,672人、合計52万5,320人となり、前年度の実績と比較しますと、延べ入院患者数は1,490人、0.7%増加しました。延べ外来患者数は4,515人、1.5%減少しました。

また、病床利用率は85.9%となり、前年度に対し0.3ポイント増加しました。平均在院日数は一般病床16.5日となり、前年度に対し増減がなく、結核病床51.8日となり、前年度に対し3.1日減少しました。

病床回転率は、一般病床22.17回転となり、前年度に比し0.04ポイント増加、結核病床7.07回転となり、前年度に対し0.42ポイント増加しました。

つしが丘病院においては、延べ患者数は、入院7万5,256人、外来1万9,552人、合計9万4,808人となり、前年度の実績と比較しますと、延べ入院患者数は1万373人、12.1%減少しました。延べ外来患者数は154人、0.8%減少しました。

また、病床利用率は58.7%となり、前年度に対し8.3ポイント減少しました。平均在院日数は242日となり、前年度に対し33.8日減少しました。病床回転率は1.51回転となり、前年度に対し0.19ポイント増加しました。

次に、決算報告書について御説明いたします。

最初に、収益的収入及び支出の状況について申し上げますと、中央病院においては、病院事業収益159億6,677万6,983円に対し、病院事業費用は164億7,987万9,824円となり、つしが丘病院においては、病院事業収益18億7,004万5,890円に対し、病院事業費用は20億9,196万7,397円となり、さらに、本局においては、病院事業収益1億1,060万7,799円に対し、病院事業費用は1億1,060万7,799円となり、中央病院、つしが丘病院及び本局を合わせた病院事業会計としては、病院事業収益179億4,743万672円に対し、病院事業費用は186億8,245万5,020円となりました。

次に、資本的収入及び支出の状況について申し上げますと、中央病院においては、収入は、総額29億6,806万4,000円で、その内訳としては、負担金16億1,406万4,000円、企業債13億5,400万円となっております。

これに対し、支出は、総額29億6,806万779円で、その内訳としては、建設改良費5億5,949万4,359円、償還金24億856万6,420円となっております。

建設改良費は、医療の充実を図るため、電気設備改修工事等の院舎工事及び医療器械整備を行ったものであります。

つくしが丘病院においては、収入は、総額4億7,845万8,483円で、その内訳としては、負担金1億7,714万9,483円、企業債1億1,000万円、補助金1億9,130万9,000円となっております。

これに対し、支出は、総額4億7,827万6,691円で、その内訳としては、建設改良費3億2,945万7,849円、償還金1億4,881万8,842円となっております。

建設改良費は、医療の充実を図るため、院舎改築・改修工事及び医療器械整備を行ったものであります。次に、損益計算書における収益的収入及び支出について御説明いたします。

中央病院においては、病院事業収益159億5,320万7,482円に対し、病院事業費用は164億7,433万1,703円となり、差し引き5億2,112万4,221円の純損失を生じ、当年度末における累積赤字額は、25億9,886万4,626円となりました。

収益の内訳では、入院収益106億3,557万4,677円、外来収益32億8,976万7,727円、負担金交付金16億8,789万1,000円などが主たるものであります。

費用の内訳では、給与費70億6,759万7,271円、材料費53億8,258万5,396円、経費19億4,170万3,161円、減価償却費11億81万1,125円、支払利息及び企業債取扱諸費2億694万2,579円などが主たるものです。

つくしが丘病院においては、病院事業収益18億6,935万6,517円に対し、病院事業費用は20億9,131万3,761円となり、差し引き2億2,195万7,244円の純損失を生じ、当年度末における累積赤字額は2億2,195万7,244円となりました。

収益の内訳では、入院収益10億5,590万9,942円、外来収益2億3,034万1,934円、負担金交付金5億6,814万3,000円などが主たるものです。

費用の内訳では、給与費14億7,746万7,825円、材料費2億982万6,218円、経費2億8,705万8,080円、減価償却費7,127万2,694円、支払利息及び企業債取扱諸費1,307万4,108円などが主たるものです。

本局においては、病院事業収益1億1,060万7,789円に対し、病院事業費用は1億1,060万7,789円となり、差し引き純損益は生じませんでした。

以上、中央病院、つくしが丘病院及び本局の収益的収入及び支出の状況について申し上げましたが、病院事業会計としては、病院事業収益178億9,359万5,105円に対し、病院事業費用は186億3,667万6,570円となり、差し引き7億4,308万1,465円の純損失を生じ、当年度末における累積赤字額は28億2,082万1,870円となりました。

以上、平成19年度青森県病院事業会計の決算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○阿部委員長

ただいま吉田管理者より説明がありました議案に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。——高橋委員。

○高橋委員

それでは、ただいま御説明がございました、議案33号「青森県病院事業会計の決算の認定を求めるの件」につきまして、質問させていただきたいと思っております。

この中で、特に私が注目したいのは、県立中央病院が昨年4月に地方公営企業法の全部適用となったこと。よって、経営形態が変わって初めての決算になろうかと思っております。そういった意味で、この地方公営企業法の全部適用によって、経営の健全化、財務上その効果がどの程度あらわれたのかを注目しておりました。

今定例会に提出されました決算書も見させていただいたわけではありますが、率直に申し上げて、恥ずかしながら、私は数字にちょっと弱いんで非常に難解でありましたけれども、私の見る限りでは、昨年度は、一昨年度、平成18年度に比べて決算損益は、赤字の幅はかなり圧縮されて、実質的にはプラスに転じていると見てとりました。

そこで、1点目として、平成19年度の県立中央病院の決算額、計画に対してどうなったのか、このことについて御説明いただきたいと思います。

○村上経営企画室長

ただいまの高橋委員からの、平成19年度の県立中央病院の決算額、これが計画上どうなのかということでございます。

病院局全体の経営目標につきましては、県立病院改革アクションプランということで、平成19年度から平成22年度の対象期間をもちまして、19年度から収支計画を策定し実行をしております。

この中で、平成19年度の県立中央病院の収支につきましては、純損益での計画額がマイナス約9億8,600万円、いわゆる純損失でございますが、こういう計画でございましたが、決算額では、ただいま御説明を申し上げましたとおり、約5億2,100万円の純損失でございます。また、減価償却費などの現金を伴わない経費を除きました、いわゆる実質収支ベース、これで見ますと、計画上約3億400万円の黒字を計上するというところでございましたが、決算では約4億4,300万円の増となります、約7億4,700万円の実質的な黒字を確保することができたところでございます。

以上でございます。

○高橋委員

はい、よく理解できました。

それから、県立中央病院の果たす役割と申しますか、使命ですね、さまざまあるかと思えますけれども、いずれにしても本県の基幹病院として、自治体病院あるいは民間の病院も含めて、医療機関をリードしていかなければならないと常に考えているところであります。

そこで、2点目として、県立中央病院は企業の経済性を発揮する一方で、その本来の役割である医療の提供を果たしていかなければならないが、これを踏まえて、今後どのように運営していくお考えであるのか、お示しいただきたいと思います。

○村上経営企画室長

県立中央病院の使命及び今後の運営ということでございます。県立中央病院を含めました県立病院事業の運営につきましては、先ほども若干申し上げました、平成19年度から平成22年度を計画期間といたします県立病院改革プラン、これを策定し、この中で医療機能の充実強化と経営基盤の確立という、2つの改革の目標を掲げて取り組んでまいりました。

経営基盤の確立に関しましては、さまざまな契約内容の見直しや価格交渉などを強化するなど、さまざまな取り組みを通じまして、平成19年度につきましては収支計画を上回る結果を得てきたところであります。

一方、病院本来の役割でございます医療機能の充実につきましては、唯一の県立総合病院といたしまして、他の医療機関では対応の困難な高度専門的な医療の提供という役割を担い、県民の安全を支える医療の向上を図っていくということとしてございます。

このため、具体的な対応といたしまして、県立中央病院におきましては、県民の三大疾病、いわゆるがん、心臓病、脳卒中、これらに対応するため、がん診療センター、循環器センター及び脳神経センターというセンター化を進めるなどいたしております。

また、今回御審議をいただいております救命救急センターの充実などにも、鋭意取り組んでいるところでございます。

今後とも、県立病院事業の本来の役割でございます県民の安全を支える医療の維持・向上を図りますとともに、経営の安定確保に向けて一層努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○高橋委員

県立中央病院に対する県民の期待は極めて大きいものがあるかと思えます。医療面での充実、それから経営の健全化について大きな成果を上げること、きょう吉田管理者も出席されておりますけれども、管理者として、医師としてあるいは経営者としても大いに期待しておりますので、現場の職員の方々ともども一丸となって、今後とも頑張っていたきたいと思えます。

終わります。

○阿部委員長

休憩前に引き続いて委員会を開きます。

環境生活部関係の議案、陳情及び所管事項について審査をいたします。

審査は、初めに議案について、次に陳情について、その後所管事項について行います。

それでは、提出議案について執行部の説明を求めます。——山口環境生活部長。

○山口環境生活部長

今定例会に提出されました諸議案のうち、環境生活部所管に係る議案について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

議案第1号「平成20年度青森県一般会計補正予算(第1号)案」についてであります。環境生活部関係の補正予算額は9,160万1,000円の減額となっております。

この財源内訳といたしましては、使用料及び手数料473万2,000円の増、国庫支出金1,858万5,000円の減、諸収入4,071万3,000円の減、一般財源3,703万5,000円の減となっております。

以下、歳出予算に計上いたしました主なるものについて御説明申し上げます。

青少年・男女共同参画課関係につきましては、今定例会に提出いたしました「青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案」に係る改正内容等について、関係機関や関係業者等に周知するために要する経費のほか、青少年の健全育成を促進するため、青少年育成団体等関係者や一般県民を対象に、情報の共有、指導者の育成や体験活動の一層の強化を図ることを目的としたフォーラムを開催する経費等として、150万円を計上しております。

環境政策課関係につきましては、本県の一般廃棄物の排出量やリサイクル率は、全国平均との格差が年々拡大しており、ごみ排出者である県民・事業者等が一丸となり、県民総参加で早急にごみ減量やリサイクルに取り組む県民運動を展開し、県民一人一人の実践行動を促していくことが重要であることから、「もったいない・あおり県民運動推進大会」を開催する経費等として、157万5,000円を計上しております。

自然保護課関係につきましては、青森県鳥獣保護センターに保護収容する傷病鳥の管理強化を図るため、早急に外部から侵入する野鳥との接触を防ぐ対策を講ずる必要が生じたことから、当該センターへの防鳥ネットの設置経費として、509万3,000円を計上しております。

このほか、平成20年4月1日付の組織改正に伴う人件費及び事業費の組み替えにより、国際交流費を皆減したほか、県民生活費について7,865万7,000円を増額しております。

次に、予算以外の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第15号「青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案」は、危険器具でその形状、構造または機能が著しく青少年の粗暴性または残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものを、知事が指定することができることとするとともに、指定された危険器具を販売業者等が青少年に販売すること等を禁止する等のため、提案するものであります。

議案第16号「青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例案」は、空港整備法の改正に伴う所要の整理を行うために提案するものであります。

以上、環境生活部所管に係る提出議案について、その概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○阿部委員長

ただいま環境生活部長より説明のありました議案に対して質疑を行います。

質疑はございませんか。——高橋委員。

○高橋委員

それでは、大分時間も長くなってきておりますので、簡潔に質問をさせていただきたいと思えます。

まず、議案第15号「青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案」についてお伺いいたします。

一般質問、また昨日の質疑においても、多くの委員からさまざまな観点から議論がなされました。大分理解も深まったところでありますけれども、いずれにしても条例の改正までの経緯、あるいは子供たちが特殊で危険な刃物を自由に購入できる環境、そういった現状を踏まえれば、条例の改正というのは急務であろうかと思えます。

。

以下、順次質問させていただきます。まず1点目でありますが、県内の刃物等の販売状況、それと、それに対する認識についてお聞かせいただきたいと思います。

○高田青少年・男女共同参画課長

それでは、県内の刃物等の販売状況と、それに対する認識につきましてお答えいたします。

県内の刃物の販売店として把握している数は、包丁やカッターナイフ等々の販売店も含めて1,112店舗で、そのうち、指定危険器具として想定しているサバイバルナイフは14店舗、バタフライナイフは6店舗、ダガーナイフは1店舗において販売していることが判明しております。このほか、エアソフトガンの販売店は模型店等28店舗あります。

青少年への販売実態について、本年4月から5月にかけて、刃物専門店を含む県内の主要な刃物販売店145店舗に対しアンケート調査を実施したところ、回答のあった124店舗のうち109店舗において、年齢確認等をしないまま販売していることが判明いたしました。

このように、県内の刃物等の販売状況につきましては、年齢確認等の自主規制を行っている業者もある一方で、自由に青少年が特殊な刃物等を購入できているという状況にあり、このような環境を野放しにしておくことは、青少年の健全育成上非常に大きな問題であると認識しております。

そのため、条例による販売規制を導入し、青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るべきであると判断し、今回、改正条例案を提出するに至ったものです。

○高橋委員

引き続きまして、危険器具の指定に関する今後の手続きと、そのスケジュールにつきましてもお示しいただきたいと思えます。

○高田青少年・男女共同参画課長

手続きとそのスケジュールについてお答えいたしたいと思います。

危険器具の指定につきましては、指定図書類等と同様に、その公平性と妥当性を確保するため、教育・法理の専門家等の学識経験者をもって構成する「青森県青少年健全育成審議会」の意見をあらかじめ聞いた上で、知事が指定し、告示の手続きをとることとなっています。

また、販売業者等にははがき等により通知し、さらに、県のホームページや各種広報媒体に掲載するなどにより、広く県民に周知を図ることとなります。

なお、今後のスケジュールにつきましては、広く県民に周知等を図るため、施行日を平成21年4月として提案しているところですが、改正条例案が施行された後、速やかに審議会の意見を聞いて指定することとなります。

○高橋委員

この条例の改正後に指定するという点でよろしいでしょうか。

○高田青少年・男女共同参画課長

はい、そのようになります。

○高橋委員

それでは、最後3点目であります。私の息子も今は中学生でありまして、私、息子の通っている中学校のPTAの会長もやっています。PTAの会議でお母さんたち、お父さんたちが集まれば、特に秋葉原の事件以降、こういったナイフであるとかあるいはエアガンであるとか、そういった危険器具に対して規制を強化してほしい旨の声は大きなものであろうかと思えます。そういった意味で、今回の条例改正に対する関心も極めて高いものがあります。

そういった意味で、3点目として、改正条例の運用に当たっては、保護者など身近な関係者も一緒に取り組むべきと考えます。この点についてどのようにお考えになっているのかお伺いして、質問を閉じたいと思えます。

○山口環境生活部長

改正条例の運用に当たって、保護者など身近な関係者の取り組みについてのお話がありました。改正条例の運用に当たっては、販売業者のみならず、家庭、学校、地域など県民総ぐるみで社会環境の浄化を図り、青少年の健全育成を推進する必要があると思っております。

特に、保護者や家族は日常的に使用する刃物等の特性や使用法を教え、指定危険器具を青少年に持たせないようにするなど、責任をもって健全に育成することが求められています。

また、学校関係者や育成関係者、近隣住民は、青少年に指定危険器具を持たせないよう意識の醸成を図るとともに、青少年から一律に刃物等を遠ざけることなく、刃物等を使用した体験活動を行うなどして、それぞれの立場から、積極的に青少年の育成指導に取り組むことが求められます。

県としても、広く県民に条例改正の周知を図るとともに、今後とも関係機関・団体等と連携して、総合的な青少年の健全育成施策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

